

資料4. 海外主要国の PRTR 制度の概要※1

2023 年 12 月現在

国名	制度	対象物質数	対象施設	届出データの扱い	把握開始
米国	TRI (有害物質排出 目録)	885	製造業等(業種指定。従 業員数及び年間取扱量 ですそ切り)	個別データ及び 集計データを公 表	1987
カナダ	NPRI (全国汚染物質 排出目録)	304	製造業等(業種指定。従 業員数及び年間取扱量 ですそ切り)	個別データ及び 集計データを公 表	1993
豪州	NPI (全国汚染物質 目録)	93	製造業等(年間取扱量で すそ切り)	個別データ及び 集計データを公 表	1998
英国	PI※2 (汚染目録)	大気への排出 70(66) 水への排出 89(89) 土壌への排出 66(66) 下水道移動 88(89)	製造業等(業種指定。年 間排出量ですそ切り)	個別データ及び 集計データを公 表	1991
オランダ	Emission Register ※3 (排出登録)	375以上	環境管理法上の許可が 必要とされる施設等	個別データ及び 集計データを公 表	1974
EU	E-PRTR (欧州汚染物質 排出移動登録)	91	製造業等(事業活動指 定。事業規模及び年間排 出量ですそ切り)	個別データ及び 集計データを公 表	2007
日本	PRTR (化学物質排出 移動量届出制度)	462(2010 ~2022年度) 515(2023 年度以降)	製造業等(業種指定。従 業員数及び年間取扱量 ですそ切り)	個別データ及び 集計データを公 表	2001

(参考)他のOECD加盟国の状況

ベルギー・フランドル地方※3(1993年~ 大気82物質、水質108物質)、デンマーク※3(1996年~)、
フィンランド※3(1988年~)、ノルウェー(1992年~ 75物質(必須項目))、アイルランド※3(1996年
~)、スウェーデン※3(2001年~)、イタリア※3(2002年~)、韓国(1999年~ 415物質)、メキシコ
(1997年~ 200物質)、スロバキア※3(2004年~)、スイス(2000年~ 86物質)、フランス※3(2003
年~ E-PRTR対象項目及びその関連項目95項目、その他の特定項目34項目、科学研究開発施
設のみの対象項目及び他に掲げられていない項目56項目)

※1 各種資料より作成した。

※2 環境保護制度上の許可を受け、当局の規制を受けている施設における対象物質数。括弧内数字
は、当局の規制は受けていないが、UK-PRTRの対象となるプロセスを操業している施設におけ
る対象物質数。

※3 EU加盟国はE-PRTRの下で取組を実施している。対象施設は91物質の報告義務がある。